

## 社会福祉法人 西海市社会福祉協議会 会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は定款第32条の規定により会員について定めるものとする。

(会員)

第2条 会員は本会の趣旨に賛同し入会した者を会員とし、次の区分による。

- (1) 一般会員 (西海市住民会員)
- (2) 法人会員 (施設、事業所会員)
- (3) 特別会員 (西海市外に居住する会員)
- (4) 団体会員 (福祉団体等)

(広報)

第3条 本会は、全ての会員に対して会務、活動等の情報を提供するように努めるものとする。

(入会)

第4条 会員になろうとする時は、所定の会員封筒に必要事項を記入の上で会費を入れて届け出るか、本会指定の口座に振り込まなければならない。

2 本会は、会費が払い込まれた時は会員名簿に登録するものとする。

(退会)

第5条 会員は次の場合は退会したものとする。

- (1) 本人から申し出があった時
- (2) 死亡した時

(除名)

第6条 会員で本会の名誉を傷つけ、又は本会の主旨目的に反する行動があった時は、理事会の同意を得て除名することができる。

(会費)

第7条 会員の年会費は次の各号のとおりとする。

- |          |    |        |
|----------|----|--------|
| (1) 一般会員 | 1口 | 500円   |
| (2) 法人会員 | 1口 | 2,000円 |
| (3) 特別会員 | 1口 | 1,000円 |
| (4) 団体会員 | 1口 | 5,000円 |

(会費の納入)

第8条 会費は会長が定めて通知する納期までに納めなければならない。但し納期後に入会した会員にあってはその都度納入するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の運用については、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 20 日に改正し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。